

HASHIDATE LAW OFFICE NEWS LETTER

Vol. **21**

Our Network : UK, China, USA (LA, NY, SF, Boston),
Germany, Netherland, Brazil, Singapore, Vietnam,
Philippines, Malaysia, Hong Kong, Korea, Indonesia,
Thailand, Myanmar, India, UAE, Qatar, Oman

個人情報保護と利活用のすすめ Vol. 13

執筆者

顧問 松元 照仁 Matsumoto Teruhito

(前 個人情報保護委員会事務局長)

E-mail: teruhitomatsumoto@hashidatelaw.com

TOPIC

個人情報保護委員会を理解する (I) 個人情報保護委員会の業務及びその組織

1 はじめに

連載ニュースレター「個人情報の保護と利活用のすすめ」の連載を始めて1年となる。

この間、「データマッピング」、「委託とクラウドサービス利用」、「不正アクセス対策」、「生成AIと個人情報保護」など、近時のトピック的な事項も含めて毎月書かせて頂いたが、個人情報・個人データ・プライバシーをめぐる諸問題については、まだまだ書くべきことが多く、その無限の拡がりを改めて認識しているところである。

この「無限の拡がり」という言葉は、日本の本分野の第一人者であり、初代の個人情報保護委員会委員長、そして、私の大学時代の恩師でもある堀部政男一橋大学名誉教授が、半世紀近く前となる1980年に著した名著「現代のプライバシー」で言及されているものである。「プライバシーについて、広範囲にわたり検討を行なった。検討すればするほど、無限の拡がり」と奥行きのある問題であることがわかってきた。このような形でまとめてみたものの、新たな課題がつきからつきへと脳裡を去来している。¹」という言葉の重みを、改めて実感している今日この頃である。

1 堀部政男『現代のプライバシー』 211 頁(岩波新書、1980)

本コラムでもこれまで度々登場しているこの「個人情報保護委員会」であるが、本年1月で同委員会が設立され10年(その前身となる特定個人情報保護委員会の設立からは12年)となった。このタイミングを捉え、無限の拡がりを持つ「個人情報、個人データ、プライバシー等の諸課題」を解決するための我が国の司令塔となる「個人情報保護委員会」について、その理解を深めることとしたい。

私は個人情報保護委員会(前身の特定個人情報保護委員会を含む。)の立ち上げ時に総務課長として、また事務局長として最近の業務にも携わる機会を得たことから、これらの経験も踏まえ、本委員会の業務、組織、権限、その意義等について、今回から2号にわたって、(Ⅰ)個人情報保護委員会の業務及びその組織 (Ⅱ)個人情報保護委員会の権限及びその意義 として、個人情報保護委員会の理解を深めることとしたい。

2 個人情報保護委員会の業務

個人情報保護委員会の業務は、これまで逐次拡大してきている。

現在の個人情報保護委員会の業務は、大きく分けて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律²(以下、「マイナンバー法」という。)に基づくものと、個人情報の保護に関する法律³(以下、「個情法」という。)に基づくものがある。(マイナンバー法はデジタル庁所管、個情法は個人情報保護委員会所管)

マイナンバー法に基づく業務については、もともと2014年1月に特定個人情報保護委員会が設立され、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の監視・監督等の業務を行うこととなった。

同法に基づく業務としては、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督、苦情に申出についての必要なあっせん、その処理を行う事業者への協力、プライバシー影響評価(PIA: Privacy Impact Assessment)の一つともいえる特定個人情報保護評価⁴に関するもの等である。

その対象は、民間事業者・国の行政機関・独立行政法人等・地方公共団体等に及び、当初から広範なものとなっていた。

それから2年後の2016年1月からは、特定個人情報保護委員会が改組され、個人情報保護委員会となり、マイナンバー法に基づく業務に加えて、個情法に基づく監視・監督等の業務を実施することとなった。

個情法に基づく業務としては、基本方針⁵の策定及び推進、個人情報等の取扱いの監視・監督、国際協力、苦情あっせんに関すること、広報・啓発等がある。

この個情法に基づく業務は、これまで民間事業者のみを対象としていたが、2021年の個情法改正により、

- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

という別個の法律に基づいて事務を行っていた国の行政機関及び独立行政法人等と、

2 <https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC00000000027/>

3 <https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC00000000057/>

4 松元照仁 『行政法の最前線(第1回)情報編(1)特定個人情報保護評価の意義と概要(有斐閣・ジュリスト(1478)2015年4月)』 55頁～58頁参照

5 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20220401_personal_basicpolicy.pdf

・個人情報保護条例等の条例

に基づいて事務を実施してきた地方自治体等が、すべて個人情報法に基づくものに一元化されることとなり、個人情報保護委員会の業務が大幅に拡充された。

具体的には、2022年度より国の行政機関及び独立行政法人等の事務、2023年度より地方公共団体等の事務が、それぞれ個人情報保護委員会の業務として追加された。

その結果、現在では、マイナンバー法に基づくもの、個人情報法に基づくものの双方について、民間事業者・国の行政機関・独立行政法人等・地方公共団体等のすべてを対象とする委員会へと、その業務が大きく拡大している。

3 個人情報保護委員会とは？

個人情報保護委員会が2016年1月に創設され、10年が経過したが、同委員会が独立性の高い国の行政機関の一つであることを正しく理解できている国民はどの程度いるであろうか。

残念ながら、私が事務局長として勤務していた比較的最近の時期でも、大規模な個人データ漏えい事案等で発表の際、大手全国紙において「政府の個人情報保護委員会」(ルビは筆者が追加)という表現が用いられることが多かった。読者への分かりやすさを重視するマスコミの編集として理解できる面もあるが、例えば同じ独立性の高い行政機関の立場にある公正取引委員会について「政府の公正取引委員会」とは通常書かないであろう。

個人情報保護委員会は、個人情報法第130条第1項に基づく、独立性の高い国の行政機関なのである。

同項では、個人情報保護委員会を内閣府設置法⁶第49条第3項に基づき設置するとしており、公正取引委員会(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律⁷第27条第1項に同様の規定あり。)と同様に、独立して職権を行使する合議制の機関、いわゆる3条委員会(以下、「3条委員会」という。)である。諮問等を行う、いわゆる8条委員会(以下、「8条委員会」という。)とは区別される。

国家行政組織法⁸第3条第2項において、国の行政機関とは、省、委員会及び庁とされ、その設置については、別に法律に定めるとされている。一般に国の行政機関というと、総務省、財務省、国税庁、消防庁等の省及び庁という印象を持つ方が多いと思うが、同法に基づく委員会も国の行政機関の一つであり、これが3条委員会である。

平成11年の中央省庁改編の際、内閣府設置法が制定され、内閣府が設置されることとなったが、同法第49条第3項に、内閣府の外局として委員会及び庁が法律に基づき設置されることとなった。内閣府に設置される3条委員会は、同条を設置根拠とすることとなったことから、内閣府の外局として設置される公正取引委員会、個人情報保護委員会等は、同条を設置根拠としている。

なお、「委員会」と名の付く機関は多数存在するが、その多くは国家行政組織法第8条に基づき、省庁への諮問等を行う審議会等の8条委員会のことであり、一般的に、自ら国家意思を決定する権限を有しないことに留意が必要である。

6 <https://laws.e-gov.go.jp/law/411AC0000000089>

7 https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000054?occasion_date=20251121#TOC

8 https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000120?occasion_date=20171001

これに対し、3条委員会は、所掌事務の範囲内で、規則、告示等の国家意思を決定し、外部表示する権限を有する。個人情報保護委員会が、例えば、個人情報の保護に関する法律施行規則や個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等も定めることができるのも、このためである。

3条委員会は、実はそれほど数は多くなく、2026年4月現在、内閣府に設置されているものは、個人情報保護委員会、公正取引委員会、国家公安委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会の5つ、その他の省に設置されているものが、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会、原子力規制委員会の5つの合計10委員会である⁹と認識している。

個情法第130条第2項の規定により、「委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。」とされるが、この「所轄」という文言は、組織法上は内閣府の長としての内閣総理大臣の下に置かれるが、職権行使の独立性が保障されていることが含意されており、内閣総理大臣の指揮監督権は及ばない¹⁰と解されている。

4 個人情報保護委員会の委員長及び委員

個人情報保護委員会の委員長及び委員(以下、「委員等」という。)は、個情法第133条の規定に基づき、独立してその職務を行う。すなわち、前述した組織としての委員会の独立性に加えて、委員等の職権行使の独立性も担保されている。

こうした極めて重要な職務権限を与えられていることから、委員等は、いわゆる国会同意人事ということで、同法第134条第3項の規定に基づき、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

また、冒頭で触れた「無限の拡がり」とも関連するが、個人情報保護委員会の対象とする業務は個人情報の保護という単一の分野に留まらず、個人データの利活用、個人の人格と密接な関連を有するプライバシーの保護、生成AIをはじめとするIT技術関連など、様々な要素の専門的知識等が必要となる。このため、同法第134条第4項の規定により、複数の分野の専門家を含むことが法定されている。

具体的には、委員等の中に6つの分野の専門家等を含むこととされている。すなわち

- ①個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者
 - ②消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者
 - ③情報処理技術に関する学識経験のある者
 - ④行政分野に関する学識経験のある者
 - ⑤民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者
 - ⑥連合組織(地方自治法第263条の3第1項の連合組織で同項の規定による届出をしたもの。具体的には全国知事会等のいわゆる地方6団体を指す。)の推薦する者
- である。

9 [3.pdf](#) サイバー通信情報監理委員会は2026年4月設立

10 宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』(有斐閣、2021)739頁及び746頁参照

ここで特に留意が必要なのは、①個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者の後段「適正かつ効果的な活用」という文言である。前身の特定個人情報保護委員会の際にはこの文言は入っていなかったが、個人情報の有用性への配慮を重視する与党の意見を踏まえて、明記された¹¹とのことである。

委員等の人数及び常勤・非常勤の区分についても法定されており、委員長(常勤)と8名の委員の計9名で構成され、委員の半分の4名は非常勤である。

この委員等の人数及び常勤・非常勤の区分にも重要な意義がある。個人情報保護委員会の開催・議決については、個情法第139条第2項により、委員長及び委員4名の計5名以上の出席が必要であり、例えば、大規模な個人データ侵害等の極めて重大な事案が緊急発生した際などの対応において、議決が必要なケースも想定されるが、その際、仮に非常勤の委員の皆が出席ができない場合でも、常勤の委員長及び委員4名の出席だけでも会議を開くことも可能となっている。

現在の委員等については以下のとおりであり、法定の6分野も含めて、各分野の専門的識見等を有する方が選任されている¹²。

委員長	手塚	悟	元慶應義塾大学環境情報学部教授
委員(常勤)	清水	涼子	元関西大学大学院会計研究科教授・公認会計士
委員(常勤)	藤本	正代	元情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
委員(常勤)	木田	俊昭	元丸紅(株)常勤監査役
委員(常勤)	藤村	明子	元NTT(株)社会情報研究所 主任研究員
委員(非常勤)	小笠原	奈菜	東京都立大学大学院法学政治学研究科教授
委員(非常勤)	穴戸	常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員(非常勤)	新保	史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員(非常勤)	藤井	英治	(株)RICOS顧問

(敬称略、2026年2月1日現在)

なお、手塚委員長は2025年5月より委員長に就任されているが、個人情報保護委員会創設時(特定個人情報保護委員会を含む。)には委員(非常勤)であった¹³。

また、これも冒頭の「無限の拡がり」とも関係するが、個人データの保護及び利活用について、AIエージェントやプライバシー強化技術(PETs)、世界各国の個人データ保護法制等、新しい技術・制度が急速に進展している。迅速にこれらへのキャッチアップを図る必要があることから、個情法第140条に基づき、専門事項の調査のため、内閣総理大臣任命の非常勤の専門委員を置くことができるとされており、麻田尚人氏ほか5名が任命されている¹⁴。(2026年4月6日現在)

11 宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』(有斐閣、2021)749頁上段参照

12 <https://www.ppc.go.jp/aboutus/mission-roles/> 委員長・委員参照

13 堀部政男『個人情報保護委員会初代委員長の回顧』(商事法務、2023) 208頁及び253頁

14 <https://www.ppc.go.jp/aboutus/mission-roles/> 専門委員参照

5 個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会の業務を支える事務局の存在も重要である。

個人情報保護法第141条第1項の規定に基づき、委員会の事務を処理させるため、個人情報保護委員会事務局が設置されている。

前述のとおり個人情報保護委員会の業務は逐次拡大してきており、今後も益々その業務が拡大していくことが予測される。

個人情報保護委員会が3条委員会として位置付けられる国の行政機関であることは前述したが、これに伴い、具体的な業務として、例えば予算や組織についても、個人情報保護委員会として独自に財務省や担当省庁に要求し、その査定等も受けることとなる。

各年度の予算案・機構定員の概要等については、他の省庁と同様に個人情報保護委員会のホームページで公開されており、それによると、2026年度予算案は35億7300万円と前年度より減少しているが、後述する庁舎移転の影響を除いた実質的な予算額としては増加している¹⁵。

機構定員については、各行政機関の判断で自由に増やせるものではなく、内閣人事局の査定等による適正な管理が行われている。2026年度の機構・定数等審査結果¹⁶によると、個人情報保護委員会の定員は、技術的観点から個人情報保護政策の企画立案を戦略的に推進するための体制構築等により、5人増の242人、その他の3条委員会では、公正取引委員会995人(38人増)、カジノ管理委員会168人(1人増)、サイバー通信情報監理委員会54人(新設)等となっている。

個人情報保護法の官民一元化等による業務の拡大状況については前述したとおりであるが、それに伴い、その業務を担う事務局職員の数も増大している。

私が事務局長の時に作成した個人情報保護委員会事務局の職員採用パンフレットにおいて、「4.25倍」という書いた紙を私が持って撮った写真を掲載した¹⁷ことがある。

この「4.25倍」という数値は、個人情報保護委員会の立上げ時の2016年1月(52名)と当時直近の2023年度末(221名)を比較した委員会事務局職員定員数の伸び率を示したものであり、「数ある国の行政機関の中でも、この期間でおそらく最も高い伸び率ではないでしょうか。私も発足時に初代の総務課長として勤務していましたが、正直ここまでの数となるとは当時思っていませんでした。」と率直なコメントを載せた。

事務局の職員の構成については、設立当初は他省庁・民間・地方自治体からの出向者が大半を占めていたが、発足当初から委員会事務局としてプロパー職員の新規採用を進めており、2017年度から2026年度までの間に50名(うち女性31名)の一般職事務系及び技術系の採用を行い、これに加えて、2025年度からは、新たに総合職の採用を開始し、2026年度までに3名(うち女性2名)の採用を行っている¹⁸。

15 <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/251226yosan-kikouteiin.pdf>

16 https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/satei_r8_kekka.pdf 別紙参照

17 2024年採用案内パンフレット 個人情報保護委員会 1頁参照

18 <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/saiyouannai2026.pdf> 23頁参照

さらに、これらの新規採用に加えて、民間のシステム部門、国や地方自治体の個人情報保護等の行政事務経験者等の中途採用も積極的に進めている。また、弁護士資格を有する者の任期付採用も多数実施している。

このように拡大・専門化する業務に対応するため、多種多様な知識・経験を有する人材の確保・配置が進められている。

管理職についても、個人情報保護委員会発足当初は、事務局長、総務課長、参事官の3名であった¹⁹が、現在は、事務局長、次長、審議官(2名)、総務課長、参事官(4名)、政策参事官の計10名²⁰と大幅に増強されている。

組織体制についても、当初は総務課のみであったが、現在は、これに加えて、個人情報保護制度担当室、国際室、監視・監督室が設置されている²¹。

6 庁舎の変遷と委員会創設の頃

効率的かつ効果的に業務を継続的に執行するためには、庁舎の立地・面積・機能等も重要である。

特定個人情報保護委員会及び個人情報保護委員会発足当初の庁舎は、アメリカ大使館近くの三会堂ビル(港区赤坂1-9-13)の8階であった²²。

私は、2014年1月1日に特定個人情報保護委員会が発足する直前の2013年12月16日に立上げ準備のため、内閣参事官の発令を受け、着任した。そこでは、机や椅子、キャビネット配置の準備や、独立した行政機関として必要となる「特定個人情報保護委員会事務局職員の勤務時間等に関する規程」等、膨大な数の訓令等の整備を、担当の課長補佐及び係長とともに、主にこの3人で大急ぎで行った。

そして、2014年1月7日には、この三会堂ビルの委員会室で、当時の3名の委員等(堀部政男委員長、阿部孝夫委員(元川崎市市長)、手塚悟委員)により第1回委員会が開催された。私も事務局総務課長として訓令等の説明を実施し、堀部委員長より適用日関係について、手塚委員(現委員長)よりパブコメ実施方法等についての質疑があった²³ことを今でもよく覚えている。

現在、この三会堂ビルは建替中であるが、当時も決して新しいビルとは言えず、また、職員数も20名程度という小所帯ではあった。しかしながら、久し振りに新設された3条委員会組織の誕生ということもあり、皆、意気揚々として業務に取り組んでいた。

その2年後の2016年1月に個人情報保護委員会へと改組し、数か月経った2016年3月に、霞が関コモンゲート西館(千代田区霞が関3-2-1)32階へ移転となった。引越準備等を個人情報保護委員会への改組と同時並行で行わなければならず大変であったが、移転先は、比較的新しいビルであり、執務環境も良好であったことから、新規採用職員や移転作業を行った職員からも好評であった。その後、前述のとおり職員数も大幅に増え、手狭になったこともあり、34階にも事務所を拡張している。

19 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/280126_gaiyou.pdf 出席者参照

20 <https://www.ppc.go.jp/aboutus/mission-roles/> 幹部参照

21 <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/saiyouannai2026.pdf> 6頁参照

22 堀部政男『個人情報保護委員会初代委員長の回顧』(商事法務、2023) 255頁

23 [gizigaiyou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/saiyouannai2026.pdf)

そして2025年11月、個人情報保護委員会の庁舎は、再び移転することとなった²⁴。移転先は、霞が関コモンゲート・三会堂ビルにも近い、旧虎ノ門病院跡地に建設された虎ノ門アルセアタワー12階(港区虎ノ門2-2-3)である。新しいビルであること、ワンフロアであること、公正取引委員会、人事院等も入居する国の合同庁舎内であることなどから、今後の業務拡大も予測される執務環境として相応しい場所であろう。

(次号に続く)

24 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/251030_houdou.pdf

本ニュースレターは、一般的な情報を提供する目的で作成されたものであり、特定の事実関係を前提とする具体的な法的アドバイスを提供するものではありません。本ニュースレターで紹介する法令又は判例の個別事案に対する適用可能性につきましては、具体的な事実関係に依拠することになりますので、弁護士等の専門家にご相談ください。また、本ニュースレターの記載のうち、意見もしくは見解にわたる部分は執筆担当者の個人的な見解であり、当事務所もしくは当事務所のクライアントの見解又はそれらの見解を代表するものではありません。

本ニュースレターの内容につきましてお問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願い致します。また、本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、newsletter@hashidatelaw.com(ニュースレター専用)までご連絡下さいますよう、重ねてお願い申し上げます。

Contact Information

弁護士法人外立総合法律事務所には、本ニュースレターでご紹介した事案以外も行政事件訴訟を担当しております。また、行政庁での勤務経験を有する弁護士を含め、複数の行政事件について経験・実績を有する弁護士が多数所属しており、行政事件業務の経験と実績を着実に積み重ね、あらゆる種類の行政事件案件につき、被告側として受任した事件は全て勝訴判決に導いており、最良のサービスを提供出来る体制を整えております。

弁護士法人外立総合法律事務所
HASHIDATE LAW A PROFESSIONAL LAW CORPORATION
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-1-1 帝国ホテル本館 5 階
TEL: 03-3504-3800 (代表) FAX: 03-3504-1009 (代表)
URL: <https://www.hashidatelaw.com/>
Email: kenjihashidate@hashidatelaw.com

ADDLESHAW GODDARD LLP
Milton Gate, 60 Chiswell Street, London,
EC1Y 4AG, United Kingdom, DX 47 London
TEL: +44 (0)20 7606 8855 FAX: +44 (0)20 7606 4390
URL: <https://www.addleshawgoddard.com/en/>

HASHIDATE LAW A PROFESSIONAL LAW CORPORATION